

福業第0405002号
平成24年4月5日

各 〔 都道府県
指定都市
中核市 〕 民生主管部(局)長 様

独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部長



福祉貸付事業における意見書の取扱いについて

平素から、当機構の福祉貸付事業に関して格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構の福祉貸付資金の融資のお申込みにあたっては、従来から都道府県知事及び市区町村長より意見書を交付していただいているところですが、施設整備費補助金の一般財源化等により、当機構の融資の割合が増加しつつあり、また、各種サービスの供給は介護保険事業計画等の各種計画によることとなっていることから、当機構における意見書の位置付けは、借入申込みの対象となる施設整備が当該地域における各種計画に合致しているかなど、福祉政策上の必要性を確認する書類として、極めて重要なものとなっております。

つきましては、借入申込後に生じた事業計画の変更等に伴う意見書の取扱いについては下記のとおりといたしますので、貴職におかれましてはご了知のうえ、管内市区町村に対しましてもご周知くださいますようお願い申し上げます。

(記)

○ 意見書の差し替えが必要となる場合

当該施設の整備計画の中でも、特に施設種別や定員の変更など福祉政策上の必要性を判断するうえで重要な事項が変更となる場合(機構の借入金が増額となる場合を含む。)については、事業者もしくは機構から自治体へ連絡を差し上げますので、意見書の差し替えをお願いいたします。ただし、自治体側において特段の事情がある場合は、当機構と協議のうえ、個別の借入申込みごとに取扱うこととさせていただきます。

○ 意見書の差し替えが不要となる場合

当該施設整備事業において、入札等に伴い事業費が増減した場合(機構の借入金が減額となった場合を含む。)については、意見書の差し替えは不要とします。ただし、自治体側において特段の事情がある場合は、個別の借入申込みごとに取扱うこととさせていただきます。

(照会先)

独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部

電話 03-3438-9298 FAX 03-3438-0583

メール wam_fukushi01@wam.go.jp